

令和3年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

【議題趣旨】

社会教育関係団体の中でも、スポーツ団体に対して特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務に係る補助金を交付しようとする場合には、あらかじめスポーツ推進審議会などにおいて、意見を聴かなければならないとスポーツ基本法第35条において規定されております。

このことから、このたび、本審議会におきまして、委員の皆様にご意見をお伺いするものでございます。

【社会教育法】

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるとなしを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

【スポーツ基本法】

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令

【令和2年度第4回柏市スポーツ推進審議会資料】

で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

【補助金の交付を予定している社会教育関係団体】

1 柏市スポーツ振興補助金

スポーツ振興補助金は、スポーツを行う団体等に対して交付することで、スポーツ活動の振興を図るとともに、個性的で活力あるふるさと柏の創出に資することを目的としているもので、下段の表のとおり、5つの団体に交付しております。

	団体名	令和3年度 予定額（円）	令和2年度 補助額（円）
1	柏市スポーツ協会	5,720,000	5,720,000
2	柏市女性スポーツ協会	418,250	418,250
3	柏市スポーツ少年団	1,137,000	1,137,000
4	柏市スポーツ推進委員協議会	1,262,000	1,262,000
5	柏市少年野球連盟	289,000	289,000

2 柏市生涯スポーツ団体振興補助金

生涯スポーツ団体振興補助金は、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも行うことができる「生涯スポーツ」や「レクリエーション活動」の指導者を養成している団体を対象にしています。

下段の表のとおり、6団体に交付しております。

	団体名	令和3年度 予定額（円）	令和2年度 補助額（円）
1	柏市インディアカ協会	44,000	44,000
2	柏市グラウンド・ゴルフ協会	44,000	44,000
3	柏市ショートテニス協会	44,000	44,000
4	柏市ターゲット・バードゴルフ協会	44,000	44,000
5	柏市ソフトバレーボール協会	44,000	44,000
6	柏市レクリエーション協会	44,000	44,000